

平成24年2月21日から
平成24年2月21日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成24年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（2月21日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第1号 工事請負契約の変更について	5
議案第2号 工事請負契約の締結について	6
議案第3号 工事請負契約の締結について	7
議案第4号 工事請負契約の締結について	12
議案第5号 工事請負契約の締結について	13
議案第6号 標茶町平成23年度一般会計補正予算	14
閉議の宣告	19
閉会の宣告	19

平成24年標茶町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成24年2月21日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第 1号 工事請負契約の変更について
- 第 5 議案第 2号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第 4号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第 5号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 6号 平成23年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 館田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 玉手 美男 君 |
| 企画財政課 長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 管理課 長 | 後藤 英之 君 |
| 住民課 長 | 妹尾 昌之 君 |
| 農林課 長 | 牛崎 康人 君 |
| 建設課 長 | 井上 栄 君 |
| やすらぎ園 長 | 山澤 正宏 君 |

平成24年標茶町議会第1回臨時会会議録

教 育 長	吉 原 平 君
教育管理課長	島 田 哲 男 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議事係長	服 部 重 典 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成24年標茶町議会第1回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
6番・黒沼君、 7番・後藤君、 8番・館田君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第1回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、さくら保育園・幼稚園防音事業によります建築主体、附帯機械設備、付帯電気設備の各種工事、標茶中茶安別線道路改良舗装工事及び風雲橋撤去工事の工事請負契約並びに平成23年度の標茶町一般会計補正予算について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第4回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の三点について補足をいたします。

一点目は、「北海道電気保安協会との災害対策協定について」であります。

町は、昨年12月20日に、「北海道電気保安協会」と標茶町災害対策協定を締結いたしましたのでご報告いたします。

同協会は、地震や津波、台風などの自然災害及び大規模停電、大規模火災などの重大な事故が発生した場合、又は、発生のおそれがある場合に、自治体の要請を受け、公共施設の電力復旧工事や被害状況の調査、応急措置などを目的に実施するものであります。

同協会は、「災害時における電力復旧工事等に関する協力協定」を平成22年9月以降、全道の自治体と同様の防災協定を結んでおり、本町は道内では44番目で、釧路管内では最初となります。

町は、災害時に専門性を生かした防災活動、復旧支援や情報提供などを受けるもので、緊急事態において、両者が緊密な連絡を取り合い、地域住民の安全確保に向けた対策を講じるもので、ライフラインの一つであります電気の復旧や応急体制が確立することは、災害時においては大変重要なことであります。

町との災害対策協定については、平成21年7月に「標茶町災害対策土木協議会」と締結したのをはじめとして、「標茶町災害対策建築協議会」、「北海道エルピーガス災害対策協議会」、「北海道コカ・コーラボトリング株式会社」と提携をしており、今回で5団体目でありまして、災害時の緊急対応にご理解いただけることは、本町にとって大変有意義なことであり感謝申し上げるところであります。

町といたしましては、災害対応は行政だけでは限界があることから、民間と一体となり、今後とも災害対策にご理解をいただきながら協力体制を維持しつつさらなる災害対策の充実を図り、安全安心なまちづくりを目指してまいりますので、今後ともご理解ご協力をお願いいたします。

二点目は、「標茶町交通事故死ゼロ連続1,500日達成交通安全祈念大会について」であります。

去る、1月11日に実施いたしました「標茶町交通事故死ゼロ連続1,500日達成交通安全祈念大会」についてご報告いたします。

本町では、交通事故を撲滅し、安心して住みよい地域社会の実現のため、「ストップ・ザ・交通事故 めざせ安心で安全なマチ 標茶」と位置付けて、「標茶町を交通事故ゼロの町に」するため交通安全運動を推進しているところです。

運動推進の結果、平成19年12月1日に国道391常盤橋交差点にて交通死亡事故が発生して以降、死亡事故は発生しておらず、先月の1月10日をもって交通事故死ゼロの連続日数が1,500日を迎えたことから、日頃町民の皆さんの交通安全運動に対するご苦勞を労うと共に、記録達成を祝い、又、今後更に一日でもこの記録が永く続き、悲惨な交通事故が発

生しないよう町民総意の願いとして、「標茶町交通事故死ゼロ連続1,500日達成交通安全祈念大会」を実施し、引き続き、死亡事故ゼロ連続2,000日達成を目指すことを参加者全員で確認したところであります。

又、大会終了後には、役場前の国道391号線沿いで、参加者による交通安全の旗波運動を行い、通行車輛に対し交通安全を訴えたところであり、今後も、町民の皆様のご協力の基、交通安全運動をはじめ、安心して安全な地域づくりへの取り組みの推進を図って参る所存であります。

終わりに、この間の交通安全運動にご協力、ご尽力を頂きました多くの町民、関係機関の皆様には感謝を申し上げ報告とさせていただきます。

三点目は、「東日本大震災に係る人的支援」についてであります。

東日本大震災に係る人的支援についてご報告申し上げます。

昨年3月11日に「東日本大震災」が発生してから、あと3週間ほどで1年を迎えようとしています。

被災市町村においては、厳冬期の中、懸命な復旧・復興作業が進められ、国内はもとより全世界から様々な支援が寄せられているところですが、現在でも復興プランの全体像が見えない中で多くの方々が不自由な避難生活を続けている状況にあります。

さて、本町では被災地支援としまして義援金の取りまとめをはじめ、支援物資の提供、被災者3件6名の受入、暮らしの支援などを行っておりますが、人的支援につきましても、既に、2回、4名の消防職員、団体を通じた事務職員1名、やすらぎ園勤務の介護職員1名の派遣をしておりますが、昨年12月末に派遣要請が北海道老人福祉施設協議会を通じて再度ありましたので、やすらぎ園勤務の介護職員3名を派遣することと致しました。

派遣先は、宮城県松島市の特別養護老人ホームで「やもと赤井の里」と名取市の「松寿園」に、今月9日から3月31日までの期間、それぞれ12日間づつ、各施設で要介護者に対し介護業務に当たることとしております。

本町といたしましては、今後とも被災地の要請に応じ、出来る限りの支援を考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明申

申し上げます。

議案第1号、工事請負契約の変更について。

平成23年6月14日議案第43号をもって、議決を経て締結した「風雲橋撤去工事」の請負契約を次のとおり変更する。

契約金額「7,344万7,500円」を「7,201万9,500円」に変更する、というものでございます。

本案は、工事の完了に向けて、当初契約と実施との清算をおこない、増額分、減額分を整理した結果、トータルで142万8,000円の減額となったものですが、特に撤去した橋脚部分の仕上げ作業になります張芝の施工については、冬期施工になることは想定されておりましたが、年度内で施工する計画で発注しておりました。しかしながら、施工条件が良くなる新年度春以降に施工することで、河川管理者の国と受注業者の双方の承諾と承認が得られましたので当初契約から張芝施工分を削除したいというものでございます。

減額した張芝施工につきましては、新年度で改めて発注し、完成させることとなります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は、原案可決されました。

◎議案第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第2号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明い

たします。

本案は、工事請負契約の締結についてございまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせご説明いたします。

議案第2号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的は、標茶中茶安別線道路改良舗装工事です。

資料にまいります。

工事概要は、改良L=820メートル、舗装L=740メートル、幅員になりますW=有効幅員4.0メートル、全幅員6.0メートルです。工事場所は標茶町上チャンベツです。契約金額は1億1,917万5,000円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成24年2月14日、指名業者の状況につきましては、株式会社丸栄組、株式会社住友建設、株式会社北雄組、株式会社吉岡組、株式会社後藤組の5社で入札を行った結果1回で落札いたしました。

契約の相手方予定施工業者名ですが、株式会社吉岡組、川上郡標茶町富士2丁目15番地 代表取締役吉岡正典です。

竣工予定日は平成24年11月30日です。新規・継続の別は継続です。備考として、予定価格1億2,306万円で、事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は、原案可決されました。

◎議案第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。議案第3号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第3号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結についてでございます。地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせご説明いたします。

議案第3号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的は、さくら保育園・幼稚園防音事業改築建築主体工事です。

資料にまいります。

工事概要は、改築、鉄筋コンクリート造平屋建1,081.89平方メートル、屋外物置、木造平屋建24.30平方メートル、既存施設除却、鉄骨造平屋建654.33平方メートルです。工事場所は桜5丁目1番地です。契約金額は3億4,219万5,000円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成24年2月14日。指名業者の状況は赤坂・サトケン特定建設工事共同企業体、有限会社丸ホ星工務店、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社の5社で入札を行った結果1回で落札いたしました。

契約の相手方、予定施工業者名は赤坂・サトケン特定建設工事共同企業体、代表者は川上郡標茶町字熊牛原野15線西3番地、赤坂建設株式会社、代表取締役赤坂充哉、構成員、川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役佐藤紀寿です。

竣工予定日は平成25年2月20日です。新規・継続の別は新規でございます。備考として、予定価格3億5,017万5,000円で、事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） ただいま課長の方から説明ありました保育所の建替え、この後出てくる付帯工事も含めてかなりの金額でございますけれども、この工事に関してお聞きしたいことは、先日、新聞報道でこれについてのいろんな投書があったか何か知りませんが、そういった報道がありました。私も何人かの町民の方から聞かれました「どうなってるんだ」と。でも、全く内容についてわかりませんし、答えようがなかったのですが、私個人としては、いろいろ対応された結果、こうやって何もなかったということが出てきたんだろうと確信しておりますけれども、そういった内容は別にしてそういう報道があったということはかなりの影響があるわけで、その後のこれらに対する対応っていいです

かどのようなことがあったのか、その推移っていいですかそれらについて若干ご説明いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

談合情報の報道がなされまして、その内容と対応についてご説明申し上げます。

情報につきましては、さくら保育園・幼稚園改築建築主体工事に関連したもので、2月13日昼頃とお聞きしておりますが、北海道新聞社の釧路報道部の方に電話によって落札業者名、落札金額が匿名で寄せられたとの情報を13日午後から私どもの方に知らされました。

午後4時半から、北海道における公正入札調査委員会にあたります本町の臨時指名委員会を開催いたしました。当該情報の信憑性について検討、また、今後の対応について指名委員会の方で協議いただきました。委員会においては、今回の情報が出所が明らかでない匿名情報であること、それからもう一つは、情報内容が事前公表されている内容であること等から、談合の事実を認定できることはできないという判断がされ、今後の対応については情報対応マニュアルに沿って入札を執行することになりました。入札にあたりましては、当該工事参加業者から公正取引の法律等に抵触した行為は行っていない旨の誓約書を自主的に提出していただき、入札執行後談合の事実が明らかとなった場合は、入札の無効と公正取引委員会への関係書類を提出する可能性がある旨を告げた上で、入札を執行いたしました。

入札の結果、金額に情報の金額に差があるものの落札業者名が情報と一致したことによって、入札人全員に対し、個別の事情聴き取りを行いました。その結果、全社が談合を否定し、談合の事実があったと認められるには至りませんでしたので落札といたしました。

以上が、経過と対応でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） ただいまの菊地議員の関連で私も何点かお聞きをしたいとこのように思います。

ただいま課長のほうからこれに対する対応措置、どのようにあったのかということではお聞きをいたしておりました。それでほかに二点ばかりお聞きしたいのですけれども、私もよく入札方法をわからない訳ですけれども後学のためにお聞きしておきますが、新聞報道によりますと税込みで予定価格の公表を開示していると。しかし、入札は税抜きであるというふうになっておりました。読者にいたしますと単純にずっと読みますとかなり予定価格よりも差があるではないか、いいのではないかと思いますけれども、よくよく今一度新聞を読んでみますと、税が入っているか入っていないかによってかなりその差が予定価格に近づいているというようなことで、その入札率が97パーセント強であるということについても私は以前にもこの議会で予定価格の開示ということでお話を伺ったわけですけれども、今一度確認しておきたいんですけれども、予定価格を開示することが私たち町民、町

にとって入札がどうメリットがあるのか、血税を使って少ない予算の中で事業を続けるわけですから、あくまでもできる限り安く1円でも安く、さらには公正な手続きでもって事業を進めるのが目的でしょう。その中で入札をやるわけですから、どうして予定価格を町として開示をしなければならないのかっていうことを改めて課長のほうからお聞きをしておきたいと思います。

さらにもう一点今のことに関連してですけれども、開示することによってどのようなメリットがあるのか、さらに又、逆にデメリットがあるとしたら、もしあるとしたらこれはいち早くこの入札方法を改善、検討しなければならないと思いますけれども、メリット・デメリットについてももしお答えをいただければ課長のほうからお聞きをしたいと思いません。以上です。

○建設課長（井上 栄君） お答え申し上げます。

事前公表のメリット・デメリットというご質問でございますが、税金を投入しての公共事業でございますので、一方で一つの見方として、おっしゃるとおり1円でも安い価格で税金が有効に活用されるということは、これは当然のことでございます。公共事業、あらゆる雇用、地域経済等々影響が非常に大きい工事だと思っております。いろんな入札方式の中で本町が事前公表を継続している部分について申し上げますと、大きなメリットとしては当時平成13年ごろに全国的な官製談合問題が起きまして、役人が談合に関与していたという問題が起きました。その時の大きな部分というのが、予定価格の探りの問題がありました。そこから談合に引きずり込まれるといたしますか、入ってしまうという状況、巻き込まれてしまったということが一つあったのかなと思います。一つは予定価格の探りを防止する、いわゆる隠していると知りたがる、確信的な価格で入れたいというようなことがあります。まずは入札に参加する職員側を守る、入札事務の軽減の部分もございますが、大きいのが予定価格の探りの防止の部分であろうかなと思っております。

デメリットと言いますと、いろんなところでどれが正しいのか私も厳密にはわかりかねるところがあるのですけれども、いろんな学者さん等のお話を含めてですけれども、まずは業者さんの積算技術、予定価格が知れるということで見積をしなくても最終的な目標の数字がわかるといたしますか、そういうことでは業者の見積能力が低下するのではないかなということが一つ言われてます。それから、それによって見積りできないようなレベルの低いと言われる業者さんも入札に参加が可能になるということでは、業界全体の質の低下につながるというのが一つは大きな課題だというふう聞いてます。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） かなり私としては、「さて」というお答えをいただいたわけです。

以前にも予定価格の開示についてメリットと言いますか、どうしてそのような方法で行うのかと言った時に一番先に上げられたことが、今課長もおっしゃられたような官製談合をなくするんだと、それが第一の目的に近いようなお答えをいただきましたし、さらにはお互いの探りという部面が本当の適正な調査といたしますか、設計の段階でどうなのかとい

うことにならずに探りの段階でもっての競争入札、指名入札になってしまうんだという近いお話をお聞きいたしました。となりますと、入札というのは先ほど申しましたように、町の町財政の中から、あるいはまた、いかに町民に理解を得てその工事を請け負ってもらうのか、それを決めるのが入札だと思っているわけです。その方法として官製談合をなくするために予定価格を開示するんだということになりますと、この手段、方法はなんのためにあるのかと申しますと、言いかえれば職員のための提示価格の開示の方法に、開示方法を取っているのかな、さらにはまた、業者の探りをなくすためのことをしているのかなと、それが本当のいわゆる私は入札方法なのかと実は疑問をもったことが一点であります。これは私個人的にですけれども、そのように思ったわけです。さらには業者側のほうが見積りを十分山積みしなくても予定価格が出ることによって、ある程度の数字がはじき出されるのではないのだろうかというようなこちらの対応というのは、入札制度のあり方、非常に難しいという話しは先輩議員からいろいろ聞いておりますけれども、もしできればこれを機に、これを機にと言ったら不幸な機ですけれども、町民が標茶の競争入札、あるいはまた、指名入札について同じですけれども、不適切だ、あるいは不相当だと言われることのないような入札方法を今一度なんらかの機会に考えていただければと思うわけです。

もう一点私の意見ですけれども、実は入札方法のあり方について、釧路管内市町村がどのような入札方法をとっているのかなということで、実は調べてもらいました。隣の弟子屈町さんだけが入札方法についてのインターネットの開示をしておりますけれども、他町村においてはどうも私よく理解できませんでした。したがって町民の方が標茶の入札はどのようにしてやっているんだろうということもよく理解できるような広報活動も、もしできることであればしていただきたいなということをお願いして私の意見といたします。以上です。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

ただいま本多議員のほうから入札方法含めてのお尋ねがございました。それにつきましては、私どもあらゆる角度で今現状をこの形が最良の形であるという方法で選択をしているところでありますけれども、今後につきましては、それが最終的なものではないというふうには判断していますので、さらに検討加えながら、基本的には公正、公平な入札を執行できるように検討は重ねてまいりたいというふうに考えてますのでご理解いただきたいと思えます。

後段にありました諸情報につきましては、方法を含めまして検討もしてまいりたいというふうに思いますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は、原案可決されました。

◎議案第4号

○議長(平川昌昭君) 日程第7。議案第4号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長(井上 栄君)(登壇) 議案第4号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結についてございまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせご説明いたします。

議案第4号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的は、さくら保育園・幼稚園防音事業改築附帯機械設備工事です。

資料にまいります。

工事概要は、改築、鉄筋コンクリート造平屋建1,081.89平方メートル、空気調和、暖房、冷房、排気、換気、給油、自動制御、排水、給水、給湯、衛生器具設備でございます。工事場所は桜5丁目1番地です。契約金額は9,116万1,000円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成24年2月14日です。指名業者の状況は株式会社永昌工業、総合設備株式会社、太平洋設備株式会社、株式会社近藤設備工業、池田煖房工業株式会社、以上の5社で入札を行った結果1回で落札いたしました。

契約の相手方、予定施工業者名ですが、株式会社永昌工業、川上郡標茶町平和8丁目23番地、代表取締役中村裕司。竣工予定日は平成25年2月20日です。新規・継続の別は新規です。備考として、予定価格9,595万9,500円、事前公表で実施しました。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は、原案可決されました。

◎議案第5号

○議長(平川昌昭君) 日程第8。議案第5号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長(井上 栄君)(登壇) 議案第5号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結についてございまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせご説明いたします。

議案第5号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的は、さくら保育園・幼稚園防音事業改築附帯電気設備工事です。

資料へまいります。

工事概要は、改築、鉄筋コンクリート造平屋建1,081.89平方メートルのさくら保育園・幼稚園防音事業でございます。受変電、動力、電灯、拡声、音響、電話、テレビ、情報通信、自動火災報知、太陽光発電設備でございます。工事場所は桜5丁目1番地です。契約金額は5,502万円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成24年2月14日です。指名業者の状況は笹野電気・ささき電設特定建設工事共同企業体、マツダ電気株式会社、サンエス電気通信株式会社、北電工業株式会社、高部電気株式会社の5社で入札を行った結果1回で落札いたしました。

契約の相手方、予定施工業者名は笹野電気・ささき電設特定建設工事共同企業体です。代表者は川上郡標茶町川上3丁目1番地、代表取締役伊藤正喜。構成員、川上郡標茶町開運7丁目65番地、代表取締役佐々木守和です。竣工予定日は平成25年2月20日。新

規・継続の別は新規。備考につきましては、予定価格5,686万8,000円で、事前公表で実施しました。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は、原案可決されました。

◎議案第6号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。議案第6号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第6号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成23年度一般会計補正予算（第5号）でございまして、歳入歳出それぞれ903万8,000円を追加し、総額を107億8,174万5,000円にしたいというものでございます。

歳出につきましては、第1号温泉井揚湯管断裂の影響による燃料費の追加、道営草地整備事業の負担金の追加でありまして、歳入につきましては、その特定財源を見込み、地方交付税の増額により収支バランスを図ったところでありまして。

また、繰越明許費で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成23年度標茶町一般会計補正予算（第5号）。

平成23年度標茶町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ903万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,174万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

9ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複しますので省略をさせていただきます。

4ページをお開き下さい。

繰越明許費であります。

8款2項道路橋りょう費、事業名は社会資本整備総合交付金事業虹別ふ化場線ですが、東日本大震災の影響もありまして交付金の配分が二段階になり、年度内の執行が困難なものとして繰り越すものでありまして、金額は4,611万7,000円であります。

以上で、議案第6号の提案趣旨と内容の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正、歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番(館田賢治君) 農業の分担金なんですけど、第2多和地区の650万でありますけど、多和の牧場の分と農家の分とあると思うのですが、農家の分は何戸分で、恐らく面工事だと思うのですが何ヘクタール分の負担金というか、面積になっているのか。それから町の牧場の分はどのくらいの面積になっているの、だいたい650万の半分半分くらいが農家の分と牧場の分と見るんですが、その辺の内容説明をお願いしたいと思います。

それから民生費の関係で軽費老人ホームの燃料代でありますけれども、温泉で暖房とってたのが事故が起きたのか何か災害が起きたということな訳ですが、253万8,000円という事となると燃料代は重油か灯油かわかりませんが、温泉のほうと合わせていつ頃回復するのか、どのくらいの期間の分の燃料を見たのか合わせてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長(平川昌昭君) やすらぎ園長・山澤君。

○やすらぎ園長(山澤正宏君) 駒ヶ丘荘の燃料費の関係についてお答えいたします。

使用している燃料はA重油でございます。今回補正をさせていただいた部分の燃料費

の期間ですけれども、12月21日だったと思うのですがその日から温泉のほうの供給がこちらのほう止まりましたので、それからスタートいたしまして工事が終了するまでということで、一応契約期間に準じて今回この増額補正をさせていただいておりますが、期間的には三ヵ月分、90日分A重油を増額をさせていただきたいということで提案をさせていただいております。だいたい今現在、一日当たり300から310リッターほどの燃料を使用しております。通常であれば、去年の厳寒期であれば一日100リッター前後ぐらいで済んでたところなんですけど、約三倍ほど今燃料費が掛かっているということでの補正内容となっております。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 温泉のほうを担当しておりますのでご説明したいと思います。

先ほど提案説明でもありましたように、お湯を上げる揚湯管が腐食によりまして断裂いたしましたので、12月21日のことでもございました。正月をはさみました関係上、一月に入りまして発注をいたしまして、3月22日まで今園長が答弁したように三ヵ月ぐらい、実質2ヵ月の工期を見ましたけれども、実は昨日資材のほうが搬入されまして昨日今日にかけて井戸の清掃をし交換作業をしますと、明日試運転をしてなんとか今月、2月中には動けるようになるというような状況でございます。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 10時49分

再開 午後 10時51分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

道営草地整備事業多和第2地区の今回の増額補正の内訳ですけれども、牧場分につきましては面積22.4ヘクタールに対応する1,230万円、それから農家分につきましては29.2ヘクタールに対応する1,370万円、合計2,600万円の分担金ということで25パーセントの650万円を計上するものとなっております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 舘田議員のほうから軽費老人ホームの暖房の関係を聞いてたんですけれども、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思うのですが、結局機械が腐食したということですか、管が腐食したということなのかどうかその辺ちょっとわからないですけど。それで今それを応急的に暖房をとったって言うんだけど、その暖房というのはどういう形でとれるものなのかかわからないので、例えば温泉がきてないのであれば各部屋で灯油でもたいたものなのか、どういう形で暖房とったのか今一わかりません。

けれども、今後の問題として、管が腐食したとすればこれから延長なんぼかあるわけですからそれがどの程度これから腐食するかもよくわからないわけなんだけれども、その辺のところについてわかる範囲でいいんですけど教えていただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） お答えいたします。

温泉と軽費老人ホームまでの関係なんですけど、球場の裏にあります標茶町1号井、井戸なんですけど、そこの汲み上げる温泉自体のモーター並びにそこで上げる管が腐食して漏水をしたと、それで漏水調査をしたところ揚湯管という上げる管がねじれていたのを、モーター全部を引き上げて、それが原因でなりましたので、温泉が今軽費老人ホームまでいってないということなんです。その原因が腐食が考えられて、先に説明したように、モーターと管を明日には設置ができて、調査をして試運転をして議員言われる配管は多分問題ない、地中深く入ってますから、それで明日試運転をして温泉が流れるようになって今までどおり温泉が軽費老人ホームまでいくということで、私の分担はそこまでございまして、その先がございまして。

○議長（平川昌昭君） やすらぎ園長・山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） 温泉の用途ですけれども、温泉につきましては入浴用の温泉として使っています。それともう一つは、暖房の関係については温泉の熱を活用し、熱交換をして床暖房、居室への暖房は床暖房で供給をさせていただいております。そういうことで温泉が供給されなくなったことによって、温泉入浴するためには今ボイラーでお湯を沸かしております。そのために燃料費が掛かる部分と、暖房の熱交換をして床暖房というかたちで暖房をとってもらってるところが供給されませんので、ボイラーでお湯を沸かして床暖房のほうにも燃料は使っているという状況で、今温泉を利用していたところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第2条繰越明許費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 繰越明許費について、お聞きをしておきますけれども、この社会資本整備の総合交付金事業の4,611万7,000円を繰り越しましたと。新年度のほうにやっていきますということで、確かこれ当初予算と補正でこの工事代金、工事費が1億1,800万円だっているふうには私思っているのですが、これから請負工事引いた金額がこの繰越明許に

なってるというふうに私は理解しているのですが、それでいいのかということ。それでもしよければ、この工事は土木と舗装と二回だと思うのですが、合わせて7,169万4,000円でないのかなと思うのですが、この数字ちょっと確認してほしいのです。そうすると、もしそうだとことであれば、この繰り越される数字が多少ではあるのですがちょっと違うかなというふうに私思ったものですから、私の計算間違いだとは思いつつ質問しているのですが、その辺も合わせてちょっと知らせていただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 繰り越しの予算的な分でございます。当初からの予算から説明させていただきます。ふ化場線につきましては、社会資本整備総合交付金事業で国からの補助をいただいてやっているわけですが、町の予算としては当初では1億1,000万円ございました。12月に防雪さくの事業のほうから800万円補正させていただきました、こちらのほうに持ってきました。これで1億1,800万円という議員のおしやるとおりの状態でございます。この事業上の繰り越しの流れにつきましては、結果として私ども一括で国に対して補助金要求しておりましたが、結果として震災の影響等もございまして二回の交付になりました。一回目が三割強カットされまして配分されましたので、それに合わせてまず入札で改良と舗装を行いまして、6月に改良をだし10月に追っかけて舗装を足しました。この契約金額が両方で7,188万3,000円です。1億1,000万の補助上の金額の流れとしまして、1億1,000万の私どもの要望に対しまして3割強カットの7,400万円を一回目配分されまして、この交付額を元に今言いました改良と舗装入札いたしましてその執行残が211万7,000円。7,400万円に対しての執行残でございますが211万7,000円ございました。それで、10月以降に事業調整がございまして、補助金等のカットされた分も含めて完了年度の平成24年度という目標に向かって進んでいるという関係もございまして、このカット分、された分も含めて補正要望を行ったところ、12月に補正が認められまして、追加配分が決定されたという内容でございます。この時で12月の補正の800万円も含めて1億1,000万円に対しての7,400万円の当初の配当分の差額が3,600万円、それから12月補正した800万円プラスしまして、4,400万円が今持っている状況でございまして、これに先ほど言った執行残211万7,000円を足しますと4,611万7,000円がこれ工事費の全額になります。これを全額繰り越したいというのが今回でございまして、契約につきましては繰越承認いただきましたら年度内契約をして、工事の完了については来年度という形を今とりたいというふうに考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、平成24年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(午前11時02分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 6番 黒沼俊幸

署名議員 7番 後藤 勲

署名議員 8番 館田賢治